

サービスガイド

ご契約内容の変更や、もしもの事故や故障のときに、ご注意いただきたいことをまとめてご紹介しています。

「Myホームページ」のご案内

契約内容をあらためて確認したいときは？

三井ダイレクト損保がご用意する、
お客さま専用の『Myホームページ』にてご確認いただけます。

インターネットでご契約いただいた方

ご契約と同時にご利用いただけます。

申込書でご契約いただいた方

保険証券がお手元に到着後、当社Webサイトから登録すれば
すぐにご利用いただけます。

当社Webサイト <http://www.mitsui-direct.co.jp>

Myホームページでご利用いただけること

ご契約内容の照会

ご継続手続き、新規お見積り・お申し込み手続き

登録内容の変更

ご契約内容の変更

事故のご連絡

事故対応に関する各種情報のご照会

お客さま携帯カード情報の送信

契約内容の変更手続き

契約内容の変更が必要になったら？

次のような変更がある場合にはあらかじめ変更のお手続きをお願いします。
ご連絡がないまま事故に遭われた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

変更が必要な主な場合

お車の入替え

<例>

- 車検を機に車を買替えた。

主に運転される方の変更

<例>

- ご主人の単身赴任で奥さまが主に運転することになった。
- お子さまが免許を取り、主に運転することになった。

クレジットカードの変更

<例>

- 月払で契約しているが、保険料払込みに使用しているクレジットカードを解約した。

お車の使用目的の変更

<例>

- 年間を通じて週5日または月15日以上、業務に車を使うことになった。
- 上記には該当しないが、年間を通じて週5日または月15日以上、通勤や通学*に車を使うことになった。

*通勤・通学には自宅より最寄駅まで使用する場合やその送迎に使用する場合も含まれます。

ご住所等の変更

<例>

- マンションを買ったので引越した。
- 電話番号を変更した。

お車を入替える際にご注意いただきたいこと

- ・お車を入替える場合は、新規車両の車検証をご用意のうえ速やかにご連絡願います。
- ・車両や車両所有者の名義等によっては、お車を入替えいただけない場合や、お車を入替えいただける場合でも、車両保険をお引受けできない場合があります。
- ・入替えができないお車は等級を引継ぐことができず、新たにご契約いただくことになります（お引き受けできない場合もあります）。
- ・入替えの可否等にご不明な点がございましたら、事前にご相談ください。

Myホームページをお持ちのお客さま

Myホームページにログインし、お手続きください。

<http://www.mitsui-direct.co.jp/customer/>

※ご契約の状況・ご変更内容によっては、Myホームページからお手続きいただけない場合もございます。
その際はお手数ですが、下記「お客さまセンター」までご連絡ください。

Myホームページをお持ちでないお客さま

お手数ではございますが、下記「お客さまセンター」までご連絡ください。

お客さまセンター 0120-312-750

受付時間：平日9:00～22:00 土・日・祝日9:00～18:00



事故対応サービス

もしも事故にあったらどうすればいいの？

まずは『事故受付センター』にお電話ください。

0120-258-312 24時間365日対応

事故発生から解決まで、責任をもって対応します。

1事故専任担当制

1事故ごとに人身事故・物件事故の専任スタッフが責任をもって担当します。

対人・対物賠償事故示談代行

対人・対物賠償事故についてお客さまに代わって示談交渉を行います。

事故による「保険金請求」の際のサービスも各種ご用意しております。

保険金請求書省略サービス

車両・対物事故については、原則保険金請求書を省略させていただきます。

事故証明書取付代行サービス

保険金お支払いのために交通事故証明書の取付が必要な場合、お客さまに代わって取付代行および費用負担を行います。

全国に広がるネットワーク体制で、しっかりサポートします。

指定修理工場ネットワーク

事故によりお車を修理する場合、指定修理工場をご利用いただきますと、下記のサービスをご提供します。

- (1) 指定修理工場入庫臨時費用補償特約
臨時費用として2,000円をお支払します(注)。
車両保険付の全てのご契約に自動的にセットされます。
(注) 分損の事故で車両保険を使用して実際にご修理された場合に限りです。
 - (2) 代車無料サービス
指定修理工場での修理期間中の代車を無料でご提供します。
 - (3) 修理箇所永久保証
 - (4) 引取・納車無料サービス
 - (5) 納車時洗車サービス
- ※二輪自動車、原動機付自転車は対象外です。※ガラスのみの修理を自宅等で実施する場合は、修理箇所永久保証のみご利用可能となり、他のサービスはご利用いただけません。

保険金の種類と補償の概要

お支払いする保険金とその額について

保険・特約の名称		補償の内容
賠償	対人賠償保険 ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、ご契約のお車に搭乗中の方と他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、被被害者の方1名ごとに自賠責保険等から支払われるべき額を超過する分について補償します(注1)。万円の場合に備え、補償は「保険金額無制限」での引取となりますので、1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。 お見舞金等の臨時費用として、被被害者の方が死亡されたときには10万円を対人賠償保険の保険金とは別枠でお支払します。
	対物賠償保険 ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として補償します(注1)。
傷害	人身傷害保険 「一般タイプ」 「搭乗中のみタイプ」	記名被保険者またはそのご家族の方、あるいはご契約のお車に自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方(またはその父母・配偶者・子)が被る損害について、実損害額(傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益などの実損害額)の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害乗損損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します(「一般タイプ」の場合)。なお、搭乗中のみ補償特約をセットした「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲がご契約のお車に搭乗中の方のみに限定されます。
	搭乗者傷害保険	ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払します。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 ・死亡保険金:被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払します(注2)。 ・後遺障害保険金:被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合(4〜100%)を乗じた額をお支払します。 ・医療保険金:被保険者の方が5日以上入院または通院された場合、実際の治療費等にかかわらず、ケガの部位と症状によって一定の金額(例:手足の打撲…5万円、腕の骨折…35万円 など、後記(表)をご参照ください)をお支払します。5日未満の場合は一律1万円をお支払します。 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払しますので、当座の費用としてご利用いただけます。
	無保険車傷害特約 ※自動セット	無保険車との自動車事故で、記名被保険者もしくはそのご家族の方またはご契約のお車に搭乗中の方、死亡された場合または後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について、被保険者ごとに2億円を限度に補償します。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。
	自損事故傷害特約 ※人身傷害保険をセットされない場合にお選びいただけます。	単独事故(ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故)など自賠責保険等で補償されない事故で、車両所有者の方またはご契約のお車に搭乗中の方が高齢された場合、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払します。 ・死亡保険金:被保険者の方が死亡された場合、1,500万円をお支払します(注2)。 ・後遺障害保険金:被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50〜2,000万円をお支払します。 ・医療保険金:被保険者の方が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払します。ただし、1事故につき100万円を限度とします。

(注2) 搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額(自損事故傷害特約の場合は1,500万円)から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払します。

車両	車両保険 「一般タイプ」 「限定タイプ」	ご契約のお車が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき、全損の場合は保険金額の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額を控除した全額を、車両保険金としてお支払します。また、車両保険金とは別枠で、盗難車引取り、運搬、仮修理、損害の発生または拡大防止のために要した費用などの合計額につき、保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度にお支払します。 ※1 補償の範囲は車両保険のタイプ(「一般タイプ」「限定タイプ」)によって異なります。詳細は(別表1)をご参照ください。 ※2 保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払します。 車両全損時臨時費用保険金:全損の場合は、上記保険金とは別枠で、臨時費用保険金として保険金額の10%(ただし、20万円限度)をお支払します。
	車対車免責ゼロ特約 (車両保険の免責金額に関する特約)	相手を確認できる他の車との接触・衝突事故の場合、1回目の事故に限り、車両保険の免責金額がゼロ円になります。
	身の回り品補償特約 ※車両保険をセットされる場合にお選びいただけます。	車両保険の保険金が支払われる事故にともない、ご契約のお車の車内、トランク内またはキャリアに固定された、日常生活の用に供するために個人が所有する身の回り品に生じた損害について、1事故につき保険金額を限度に補償します。
	事故付随費用補償特約 ※車両保険をセットされる場合にお選びいただけます。	車両保険の保険金が支払われる事故にともない、ご契約のお車が自力走行不能となったときに生じる次の費用を補償します。 ・臨時宿泊費用:臨時に宿泊せざるを得なかった場合、ホテルや旅館に宿泊した場合の宿泊費用について、1事故につき1名ごとに1泊1万円を限度にお支払します。 ・臨時帰宅費用:合理的な経路および方法により、事故発生地から自宅または当面の目的地へ移動するために負担する交通費について、1事故につき1名ごとに2万円を限度にお支払します。 ・搬送・引取費用:事故発生地から自宅近くの修理工場もしくは当社の指定する場所までご契約のお車を搬送する費用または事故発生地で修理完了後自宅まで搬送する費用を、1事故につき10万円を限度にお支払します。
その他	弁護士費用補償特約	記名被保険者もしくはそのご家族の方またはご契約のお車に搭乗中の方、自動車被害事故(相手自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故)で死亡された場合、後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用(注)について、実際に負担された全額をお支払します(ただし、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度)。また、法律相談費用についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払します。 ※弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用等をいいます。
	ファミリー傷害特約 「アウトタイプ」 「ワイドタイプ」 ※人身傷害保険をセットされる場合(「搭乗中のみタイプ」(搭乗中のみ補償特約をセットする場合)を除きます)にお選びいただけます。	記名被保険者またはそのご家族(注1)の方が、国内において急激かつ偶然な外来の事故(注2)によって傷害を被り、平常の業務に従事するときもしくは平常の生活ができなくなり、または平常の業務に従事することも自らの生活に支障が生じ、かつ、医師の治療を受けた場合、以下のとおり保険金をお支払します。 ・入院保険金:入院または著しい障害により医師の治療を受けた場合、1日につき5,000円をお支払します。ただし、事故の日から60日以内の入院・治療に限りです。 ・通院保険金:通院により医師の治療を受けた場合、1日につき1,000円をお支払します。ただし、事故の日から60日以内の通院で、30日分を限度とします。 (注1)「家族型」の場合は、「夫婦型」の場合は記名被保険者またはその配偶者が対象となります。 (注2)人身傷害保険のお支払いの対象となる事故や就業中の事故を除きます。 ※「アウトタイプ」は自宅内の事故は補償の対象外となります。 ※「ワイドタイプ」は自宅内の事故は対象となります。
	対物超過修理費用特約	ご契約のお車を運転中の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償保険の保険金が支払われる場合において、相手の車の修理費がその時価額を超過したときに、その差額(注)について50万円を限度として補償します。ただし、保険金をお支払いするは、相手の車に損害が生じた日の翌日から6ヶ月以内に、相手の車が実際に修理された場合に限りです。 (注)ご自身の過失割合のみが対象となります。
	搭乗者傷害Wケア ※搭乗者傷害保険をセットされる場合にお選びいただけます。	搭傷医療倍額支払特約 搭乗者傷害保険について、ケガの際にお支払いする医療保険金を2倍にしてお支払します。 搭傷育児費用補償特約 満18歳未満の未婚の子を扶養している方が事故により死亡されたまたは重度後遺障害を被り、搭乗者傷害保険のお支払いの対象となる場合に、1名につき500万円を育児費用保険金としてお支払します。 ※搭乗者傷害Wケアとは、搭傷医療倍額支払特約と搭傷育児費用補償特約をあわせた総称です。 ※搭傷顔面部等倍額特約や搭傷死亡等対象外特約との同時セットはできません。
	搭傷顔面部等倍額特約 ※搭乗者傷害保険をセットされる場合にお選びいただけます。	補償の対象となるお車に搭乗中の事故により、傷害を被った部位が「顔部」または「顔面部」の場合、搭乗者傷害保険で支払われる医療保険金を倍額(注)にして被保険者にお支払します。 (注)詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。 ※搭乗者傷害Wケアや搭傷死亡等対象外特約との同時セットはできません。
	搭傷死亡等対象外特約 ※搭乗者傷害保険をセットされる場合にお選びいただけます。	搭乗者傷害保険の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外とし、医療保険金のみをお支払いする特約です。 ※搭乗者傷害Wケアや搭傷顔面部等倍額特約との同時セットはできません。
	レンタカー費用特約 ※車両保険をセットされる場合にお選びいただけます。	車両保険の保険金がお支払われる事故において、ご契約のお車が修理などで使用できない間に、被保険者が実際に負担したレンタカー費用をお支払します。ただし、1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額を限度とし、借入日数は30日を限度とします。
車両	指定修理工場入庫特約 ※車両保険に自動セット	ご契約のお車が損傷し車両保険の保険金がお支払われる場合で、ご契約のお車を当社の指定修理工場に入庫して実際に修理するとき、2,000円をお支払します。ただし、保険金をお支払いするのは分損事故の場合(修理費が保険金額未満となる場合)に限りです。なお、指定修理工場につきましては当社Webサイトをご覧ください。
	他車運転特約 ※自動セット	記名被保険者またはそのご家族の方(注1)が臨時に借りたお車(注2)を運転中の賠償事故(対人・対物)、自損事故傷害事故または車両事故について、ご契約のお車の賠償保険(対人・対物)・自損事故傷害特約・車両保険の規定を適用して、臨時に借りた自動車の自動車保険に優先して保険金をお支払します。ただし、自損事故傷害特約・車両保険については、ご契約のお車に自損事故傷害特約・車両保険をセットいただいた場合に限りです。 (注1)ご契約のお車の自動車保険に、補償される運転者の範囲を限定する特約(運転者年齢限定特約、運転者本人限定特約等)がセットされている場合には、その範囲の方に限られます。 (注2)用途・車種が家用6車種、家用普通貨物車(最大積載量0.5トンを2トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)に限りです。
	原付特約 「賠償・自損傷害タイプ」 「賠償・人身傷害タイプ」	記名被保険者またはそのご家族の方が原動機付自転車(借用車も対象。以下同様とします。)を所有・使用もしくは管理中に生じた賠償保険(対人・対物)に関する事故、または原動機付自転車に搭乗中に生じた自損事故傷害特約もしくは人身傷害保険に関する事故につき、それぞれのタイプに応じてご契約のお車の賠償保険(対人・対物)・自損事故傷害特約・人身傷害保険の規定を適用して補償します。

〈表〉搭乗者傷害保険 医療保険金(部位・症状別払)(単位:万円)

部位		顔面部				胸部、腹部、背部、腰部または臀部				上肢		下肢		全身
		頭部	歯を咬み、 面	眼	歯牙	頭部	胸部または 腹部	背 部 または 腰部	手指を除く 上肢	手指	足指を除く 下肢	足指		
症状・治療日数														
5日未満の治療		1												
5日以上の治療	打撲、捻挫、挫傷、擦過傷	5	5	—	—	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	挫創または挫減創	10	10	—	—	10	10	10	5	5	5	5	5	15
	骨折または脱臼	60	35	—	—	60	30	60	35	20	60	25	—	—
	欠損または切断	—	15	—	5	—	—	—	60	25	70	30	—	—
	筋または腱の断裂（完全に切断された状態をいいます）	—	—	—	—	—	—	—	40	25	30	10	—	—
	神経（脊髄を除く）の損傷または断裂	100	45	50	—	70	—	70	40	25	30	10	—	—
	脊髄の損傷または断裂	—	—	—	—	100	—	100	—	—	—	—	—	—
	頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	90	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	臓器の損傷もしくは破裂または眼球の損傷もしくは破裂	—	—	55	—	—	80	—	—	—	—	—	—	—
	熱傷	5	5	—	—	5	5	5	5	5	5	5	5	15
その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	

- ※1 「全身」とは次の区分による6部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。
(1)頭部(2)顔面部(3)頸部(4)胸部、腹部、背部、腰部または臀部(5)上肢(6)下肢
- ※2 頭部または腹部には、胸骨、くも、鎖骨、肩甲骨を含みます。
- ※3 この表における治癒とは、病院または診療所に入院または通院した治療をいひ、5日以上の治癒は、5日目の入院または通院の日が事故の発生日を含めて180日以内の場合に限りです。
- ※4 各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれに相当する状況に該当したものとみなします。
- ※5 同一の事故により被った傷害の部位およびその症状が、この表の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれ項目により支払われる金額のうち、もっとも高い金額を医療保険金として支払います。

〈別表1〉車両保険 補償の範囲

事由	高潮	火災、爆発、台風、洪水	飛来物との衝突	盗難、落着、いたずら、落下中の他物	接触、他の車(原動機付自転車を含む)との衝突	他の車(原動機付自転車を含む)以外との衝突(注1)	あて逃げ
	○	○	○	○	○	×	○
タイプ	○	○	○	○	△	×	×
一般タイプ	○	○	○	○	○	○	○
限定タイプ	○	○	○	○	△	×	×

○: 補償されます ×: 補償されません △: 他の車が確認(注2)できた場合のみ補償されます
(注1) 車庫入れの失敗、電柱・ガードレール等への衝突・接触、歩行者・自転車との事故などをいいます。
(注2) 登録番号等およびその運転者または所有者の住所・氏名の確認をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

賠償	対人賠償保険	×	(注)	○	×	×	×	—
	対物賠償保険	×	(注)	○	×	×	×	×
傷害	人身傷害保険	△		△	○			
	搭乗者傷害保険	△		△	○			
	無保険車傷害特約	△		△	×			
車両保険	自損事故傷害特約	△		△	○			
		×		×	○			
弁護士費用補償特約		△		△	×			
ファミリー傷害特約		△		△	○			

- : 保険金をお支払いします。 ×: 保険金をお支払いできません。
- △: その被保険者本人の損害または傷害についてはお支払いできません。
- (注) 対人賠償の対象外です。
- ① 重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。

- ※1 車両保険の保険金がお支払されない場合は、身の回り品補償特約、レンタカー費用補償特約、事故付随費用補償特約、指定修理工場入庫臨時費用補償特約についても保険金はお支払いできません。
- ※2 対物賠償保険の保険金がお支払されない場合は対物超過修理費用補償特約について、また、搭乗者傷害保険の保険金がお支払されない場合は搭乗者傷害Wケア、搭傷顔面部等倍額特約についても保険金はお支払いできません。
- ※3 上表に加え、車両保険でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。
(a) タイヤのみが生じた損害 (b) 欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐し)等)による損害 (c) 故障(電気的、機械的故障)による損害 (d) 取り外された部品や付属品の損害 (e) 詐欺、横領による損害 (f) 航空機、船舶で輸送中の損害
- ※4 上表に加え、身の回り品補償特約でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。
(a) 自転車・水上バイク・サーフボード・ラジコン模型等が生じた損害 (b) ノート型パソコン、携帯電話、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器に生じた損害 (c) 商品・通貨・有価証券、印紙・切手・クレジットカード・電子マネー等が生じた損害 (d) 貴金属・宝石・美術品に生じた損害 (e) テープ・カード等に記録されているプログラム、データ等が生じた損害 (f) 動物・植物等の生物に生じた損害 (g) 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の損害 (h) 紛失、欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐し)等)による損害 (i) 故障(電気的、機械的故障)による損害
- ※5 ファミリー傷害(ワイドタイプ)については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合は保険金はお支払いできません。
また、ファミリー傷害(アウトタイプ)については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合のほか、自宅内での事故による傷害の場合には保険金はお支払いできません。
- ※6 各傷害保険において、その被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害に対しては保険金はお支払いできません。
- ※7 上表の各保険・特約のいずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。
(a) レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害 (b) 危険物を業務として積載、または危険物を業務として積載した被牽引自動車を引き引くことにより生じた損害または傷害 (c) 地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害 (d) 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害

※補償内容・各種用語については、当社Webサイト・重要事項説明書・普通保険約款および特約等をご確認ください。

ロードサービス

突然、車が故障したらどうすればいいの？

「ロードサービスセンター」にお電話の上、音声ガイドに従ってお進みください。

ロードサービスは ミツ イ に

0120-638-312 24時間365日対応

お車(保険証券記載の被保険自動車)のトラブルの際に、現場ヘッッカー車や修理業者を無料で派遣します。

- 本サービスをご希望の場合は、事故または故障に遭われた後、速やかに当社ロードサービスセンターへご連絡ください。当社ロードサービスセンターへの事前連絡がないままお客さま自身で業者を手配された場合は、無料サービスの対象外となりますのでご注意ください。また、宿泊費用サービス・帰宅費用サービス・車両搬送サービス・レンタカー12時間サービスをご利用いただけるのは、レッカーサービスまたは車両トラブル緊急対応サービスをご利用いただいた場合に限り、これらのサービスをご利用の際は、事前にご連絡ください。
- お電話の際には、「保険証券」または「お客さま携帯カード」等をご用意ください。

	サービス名	自宅から 50kmまで	自宅から 50km以上	内容								
全てのご契約で ご利用いただくことが できるサービス	レッカーサービス	○	○	事故または故障でお車が自力走行不能となった場合、 ●トラブル現場ヘッッカー車を手配します。 ●現場から当社（ロードサービスセンター）が指定する修理工場まで距離の制限なく無料で牽引いたします。 （ただし、お客さまが修理工場を指定される場合、30km（実走距離）を限度に無料で牽引いたします。）								
	車両トラブル 緊急対応サービス	○	○	●事故または故障によるトラブルに対し、現場で対応可能な簡易対応作業を無料提供します。 <table><tr><th>トラブル</th><th>サービス内容</th><th>トラブル</th><th>サービス内容</th></tr><tr><td>バッテリー上がり★ キー閉じ込み パンク 落輪引き上げ</td><td>エンジンの再起動（90日間で1回を限度） カギ開け お客さまのスペアタイヤへの交換作業* 2万円（税込）までの落輪引き上げ</td><td>ガス欠 その他の作業</td><td>10リットルまでのガソリンお届け （ガソリン代有料） 30分程度の簡易作業</td></tr></table>	トラブル	サービス内容	トラブル	サービス内容	バッテリー上がり★ キー閉じ込み パンク 落輪引き上げ	エンジンの再起動（90日間で1回を限度） カギ開け お客さまのスペアタイヤへの交換作業* 2万円（税込）までの落輪引き上げ	ガス欠 その他の作業	10リットルまでのガソリンお届け （ガソリン代有料） 30分程度の簡易作業
	トラブル	サービス内容	トラブル	サービス内容								
	バッテリー上がり★ キー閉じ込み パンク 落輪引き上げ	エンジンの再起動（90日間で1回を限度） カギ開け お客さまのスペアタイヤへの交換作業* 2万円（税込）までの落輪引き上げ	ガス欠 その他の作業	10リットルまでのガソリンお届け （ガソリン代有料） 30分程度の簡易作業								
	宿泊費用サービス	—	○	●事故または故障でお車が自力走行不能となり帰宅できない場合、宿泊施設をご案内します。 ●当日の宿泊費用を1名1万円（税込）限度で負担します。								
	帰宅費用サービス	—	○	●事故または故障でお車が自力走行不能となり帰宅できない場合、代替交通機関をご案内します。 ●当日または翌日の帰宅費用を1名2万円（税込）限度で負担します。								
	車両搬送サービス	—	○	●事故または故障でお車が自力走行不能となった場合、修理完了後のお車運搬の手配をします。 ●運搬費用を10万円（税込）限度で負担します。								
故障電話相談サービス	●お車の不具合合計、整備士等が電話でアドバイスします。											
ガソリンスタンド案内サービス	●ガソリンスタンドの情報をご案内します。											
レンタカー案内サービス*	●レンタカーを優待価格でご案内します。											
安心車検紹介サービス*	●高品質の車検を優待価格（有料）でご紹介いたします。引取・納車無料、代車無料、納車時洗車無料、修理が必要な場合の修理工賃10パーセント割引の特典があります。											
継続契約※のみ ご利用いただくことが できるサービス	ガソリン10リットルサービス★	—	○	●ガス欠の現場へ急行し、10リットルまでのガソリンを無料でご提供します（90日間で1回を限度）。								
	レンタカー12時間サービス*	—	○	●事故または故障でお車が自力走行不能となった場合、レンタカー（5ナンバー車）をご案内します。 ●レンタカー代を12時間限度で負担します。								

携帯電話GPS位置情報サービス (https://gpsrs.jp/lmb/lt.html?id=mdirect)

ロードサービスをご利用いただく際、旅行先など見知らぬ場所でも、事故・故障現場を正確に特定することにより、迅速なサービスのご提供をいたします。

※屋内など衛星から捕捉されない場所からのご利用は、最寄りの基地局情報となる場合があります。※NTT docomo、au、SoftBank、WILLCOM の4キャリアでご利用いただけますが、一部対応できない機種もございます。またスマートフォンからのご利用はできません。



位置情報の送信は
コチラから。

※継続契約とは当社での連続した契約年数が2年以上のご契約をいいます。

* 印については、二輪自動車・原動機付自転車は無料サービスの対象外となります。

サービスを利用される際、ご注意くださいこと。

(1) レッカーサービス

- ①お客さまが指定される修理工場まで牽引する場合、30km(実走距離)を超える牽引費用については有料となります。
- ②JAF会員の皆さまについては、JAFへ取り次ぎを行います。

お客さまが指定される修理工場まで牽引する場合は45kmまでの牽引を無料(JAF無料距離15km+当社無料距離30km)、当社(ロードサービスセンター)が指定する修理工場まで牽引する場合は牽引距離に関係なく無料とします。但し、15kmを超える牽引費用は、一旦お客さまに立て替えていただきます(後日無料サービス部分を精算)。

- ③タイヤの盗難やパンク等によって通常のレッカー牽引ができない場合は、無料サービスの限度額を1万8千円(税込)とします(超過分はお客さまご負担)。
- ④タイヤの紛失によるレッカー牽引は対象外となります。
- ⑤レッカーで整備工場に入庫したものの、そこで修理が完了しなかった為、別の整備工場まで再度レッカーする場合等、同一のトラブルによって複数回レッカーを利用することは出来ません。

(2) 車両トラブル緊急対応サービス

- ①セキュリティ装置付等特殊な構造のカギのカギ開けやスペアキー作成は、無料サービスの対象外です。
- ②「落輪」とは、側溝等にタイヤが落ち込んでいて、路面に車体の一部が接している状態をいいます。車体が路面に接していない場合(転落)は、無料サービスの対象外です。
- ③部品代等の実費は有料です。
- ④「その他の作業」については、現場における30分程度の作業をサービス対象とし、超過する場合は無料サービスの対象外となります。また、事故や故障によりトラブル以外での作業(雪道におけるチェーン装着や、夏タイヤから冬タイヤへの交換等)は無料サービスの対象外です。

(3) その他

- ①セキュリティ装置付で無料となる費用は、車検証上の定員分までとし、トラブル当日における、やむを得ない場合(公共交通機関での帰宅が不可能な場合等)の宿泊費用の実費に限ります。
- ②帰宅費用サービスとなる費用は、車検証上の定員分までとし、トラブル当日または翌日いずれかの帰宅費用の実費に限ります。この場合、帰宅費用の対象となる代替交通機関とは、タクシー、電車、飛行機、船舶等を含み、レンタカーを除きます。ハイヤー、グリーン車、ビジネスラース等の利用により、通常の交通費を超過した金額は帰宅費用に含まれません。また、通常の交通費とは、合理的な経路および方法により発生した交通費を指します。
- ③ガソリン10リットルサービスは、お客さまご自身で調達可能な場所(例:高速道路のサービスエリア内)では対象外です。
- ④レンタカー12時間サービスで無料となる費用は、事故・故障地において事故・故障の当日または翌日にご利用される場合に限り、但し、乗り捨てられた場合の料金や、免責保険料、燃料代、高速運送料は対象外です。

◆上記①～④のいずれも、一旦お客様に立て替えていただき、領収書を添付の上、後日、当社ロードサービスセンターへご請求いただけます。

<サービス全般について>

- ①★印については90日間1回を限度とします。
- ②JAF会員の皆さまについては、原則JAFへの取り次ぎを行い、JAFのサービスをご利用いただきます。
- ③無料サービスをご利用いただいた結果、車両保険、事故付随費用補償特約等で補償対象としての費用についてお客さまのご負担が生じない場合は、それらの保険金はお支払いできません。(同一の費用に対して、無料サービスと保険金のお支払いを重複してご利用いただくことはできません。)
- ④無料サービスの範囲を超える部分の費用は現場でお支払いいただきます。また、無料サービスの対象範囲であっても、JAFをご利用いただいた場合の費用や宿泊費用・帰宅費用・レンタカー12時間サービスの費用は、お客さまに一旦立て替えていただいた上で、後日無料サービス部分を精算いたします。
- ⑤離島やレッカー車が立ち入りできない場所(湖沼、海岸、川河川、悪路の山間部等)等では対応できない場合があります。
- ⑥雪道、泥道等で単にスリップまたはスタックした状態で走行できない場合は、無料サービス対象外です。
- ⑦事故・故障の原因が以下に該当する場合は、サービスの対象外です。
a.故意 b.無免許、無資格、酒酔い、酒気帯び、麻薬等道路交通法上禁止されている状態での運転 c.地震、噴火、津波等の天災 d.戦争、暴動危険、原子力 e.公権力の行使 f.テロ等通常と異なる走行 g.車両のマニュアル等で定める使用方法の逸脱 h.その他、サービスの提供が適当でないときと当社が判断する場合
- ⑧このサービスは、保険期間中に発生した故障・トラブルの対象となります。
- ⑨発見された盗難車両に関するトラブルは無料サービスの対象外となります。
- ⑩ロードサービスは、保険契約とは別に当社がお客さまサービスとして実施するものです。サービスの内容や範囲につきましては、変更することがございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑪このサービスは、業務を委託しているジャパン アシスト インターナショナル株式会社にてご提供します。

身近な安心、確かな未来。

三井ダイレクト損害保険株式会社

●このサービスガイドでご案内している商品・サービス等については、予告なく変更する場合があります。